

Q-1

LDKの採光計算をする際に、キッチンを除外することは可能ですか。

A-2-1

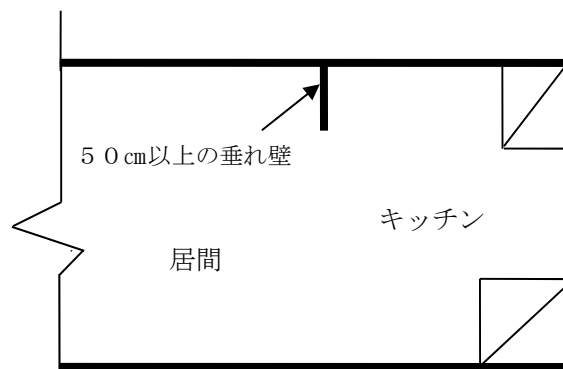
キッチンは原則として居室の扱いを受けるため、採光計算が必要です。

ただし、次の全てに該当するものは、非居室として扱い、採光規定を適用しません。

- ① 調理のみに使用し、食事等の用に供しないもの。
- ② 面積が7.5㎡以下であること。
- ③ 他の部分と50cm以上の防煙垂れ壁や間仕切壁等で明確に区画されていること。

キッチンと他の室との2室採光の考え方は、

「福岡市確認申請の手引き」 【2. 単体規定編—28 台所の採光の取扱い】をご参照ください。



断面図